

曲 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会 発行日/令和4年1月25日

第51号



上士幌町食品加工センター



**全国農業新聞を
購読しましょう!**



毎週金曜発行
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員
または農業委員会事務局へ

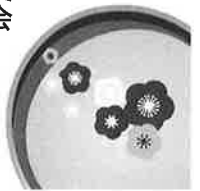
紙面あんない

- ★ 会長年頭挨拶 2
- ★ 農地所有適格法人報告書の提出 2
- ★ 農業後継者奨学資金 2
- ★ 家族経営協定を結ぼう 3
- ★ 農業委員会活動状況 3
- ★ 農地パトロールを実施 3
- ★ 農地転用の手続きについて 3
- ★ 農地の権利移動について 4
- ★ 活動日記・編集後記 4

新年のご挨拶



上士幌町農業委員会
会長 高木裕巳



令和四年の初春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

併せて、日頃から農業委員会の取り組みに対するご理解とご協力に感謝するとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の本町農業につきましましては、春耕期から高温・少雨の干ばつ傾向にあり、一部では大雨や降雪の被害もありましたが、結果としては、年間を通して天候に恵まれ、小麦では過去最高の収量を記録するなど、作物全般において良好な一年となりました。

他方、一昨年から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症が一旦は感染患者数が大幅に減少し安堵していたところ、新たな変異株の「オミクロン株」が出現した

大が危惧されるなど、長期にわたり人々の生活に影響を及ぼしています。

特に消費経済活動の低迷から脱脂粉乳やバターの過剰在庫が顕著となり、更に年末年始は学校給食がなくなるなどして生乳消費が大きく落ち込むことから、五千トンの生乳の廃棄が危惧されましたが、関係団体の協力によりキャンパン等行い多くの乳製品を消費して頂き、とりあえず廃棄を回避することができました。

また、国際貿易の状況については、本年より東南アジアを中心とするRCEP協定が発効し、我が国最大の貿易相手国である中国を含む巨大貿易圏が誕生することになり、争いが激化することが予想され、

これまでの協定を含め、本町農業に与える影響も少なくありません。

今後も各関係機関と協議・連携を図りながら、本町農業の未来に希望が持てるような対策と政策を進めていきたいと思えます。

上士幌町農業委員会では、今後とも優良農地を守り、集団化の推進や、担い手への農地集積など、農地の流動化対策を積極的に進め、本町の基幹産業である農業の発展に寄与してまいりたいと考えております。

最後になりますが、昨年も新型コロナウイルス感染症の終息を願って挨拶をしましたが、今年も同じことを祈念するとは思っていませんでした。(恨めしやコロナウイルス)
改めて、本年は新型コロナウイルス感染症が終息し、大きな災害もなく、豊穡の出来秋を迎えられます事を祈願し、今年一年が皆様にとつて健康やかで実り多い年でありますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業の内容・構成員・役員等の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ずご提出をお願いします。

提出期限：各法人の毎事業年度終了後3か月以内

提出先：農業委員会事務局

添付書類：定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)

《罰則規定》

農地法では、報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

農業後継者をめざす方を応援します

上士幌町農業後継者奨学資金

本町で農業後継者をめざす方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。また、条件を満たした場合には減免の制度があります。

○資格

本町に住所を有する者又はその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後町内で農業に従事しようとする方

○支給金額

◇ 高等学校 → 月額10,000円

◇ 大学、短期大学及びこれに準ずる学校 → 月15,000円

○奨学資金の減免

上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等

○新規希望者問い合わせ期限

令和4年4月8日(金)

○問い合わせ先

役場農林課農産担当/松下・尾崎

【内線263、直通2-4292】

家族経営

協定を結ぼう

【家族経営協定】とは、

・意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族みんなで話し合いながら取り決めた『家族のルール』を文書化するものです。

農業経営の現状確認を出発点に、性別、世代を超えて対等に話し合いを進め、家族や個人が「仕事と生活の調和」を保ちながら、夢に向かって進んでいくツールとして、家族経営協定を活用ください。

【家族経営協定締結の手順】

□ 現状はどうだろうか？

家族みんなで現在の経営や生活について話し合い、就業や生活の条件や、経営の改善点を明らかにします。

□ 改善の方法は？

改善点を踏まえて条件を検討し、対応策を考えながら経営の目標や方針を決定していきます。

□ 協定書に調印しよう

話し合いの結果、家族みんな

で決定した内容で協定書を作成し、第三者の立会の下、調印します。

□ 見直して充実させよう

締結した協定書を生かして実施状況や条件を家族で話し合い、経営や生活の改善に役立てていきます。

【家族経営協定でのメリット】

□ 認定農業者制度

家族経営協定の締結を要件に、認定農業者になるための共同申請が認められます。

□ 農業者年金

青色申告などの一定要件を満たす認定農業者等は、月額最高一百万円の保険料の国庫補助が受けられます。

□ 制度資金融資

家族経営協定の締結に基づき、農業改良資金や農業近代化資金等の融資が自分名義で受けられます。

家族経営協定を希望される場合はいつでも、地域の農業

委員さんや農業委員会事務局にご相談ください。家族経営協定書の作成のお手伝いをいたします。

(農業委員会事務局の電話

直通 二一四二九九)

農業委員会

活動状況

毎月二十五日前後に農業委員会総会を開催しています。

それぞれの案件については各委員会（農地委員会・農業政策委員会）で取り組んだ経過などが報告され、議決を伴う案件については総会の中で慎重に審議されております。その後、告示等法律に基づく手続きを行い所有権移転や賃借権の設定を行っております。

農地パトロールを実施

農業委員会では毎年、耕作放棄地、ヤミ小作地、転用等の実態を把握すべく農地を巡回しています。また農地法改正により利用状況調査として農地法に基づく業務となり、今年度も十月二十二日に町内全域の農地を対象としてパトロールを実施しました。今後も適切な農地の保全管理、無断転用等の防止に努めますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。



農業委員会活動

(令和3年1月～令和3年12月)

内 容		件数	面 積	
報告事項	農業委員会活動報告		-	
	農地あっせん(取組経過・結果)	24	-	
	農地パトロールの結果		-	
	その他		-	
農地のあっせん申し出	34		-	
国土調査法に基づく農地の確認		-		
農用地利用計画変更		-		
その他		-		
審議案件	農地法第18条(合意解約)	14	-	
	地目変更	3	20.49ha	
	現況証明	15	20.24ha	
	集積計画	賃貸借	64	796.28ha
		使用貸借	7	191.32ha
		売買	13	111.99ha
		贈与	0	0ha
	農地法第3条	0	0ha	
	農地法第4条	4	1.52ha	
	農地法第5条	7	1.15ha	
農用地買入協議	4	39.01ha		
その他(日程・春秋農産物生育状況・農業委員会だより発行他)	15	-		

農地転用の手続きについて

自己の所有する農地に、自らの農業経営のため、牛舎・堆肥舎・格納庫等の農業用施設や農家住宅を建てる場合、農業委員会の許可が必要です。許可には、2カ月から6カ月の期間を要します。農業用施設や農家住宅を建てたい方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

また、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更が必要となります。町農林課にご相談し手続きを行ってください。許可後、農業委員会において農地転用への許可となります。

農地の権利移動の方法

相続でのトラブルを避けるため、後継者への農地の権利移動の方法として

生前に所有権を移転するためには、大きく2通りの方法がありますが、いずれも農地法等の許可が必要となります。

また、どの制度を活用するかは、当事者の問題であり、税理士さんにご相談し決めて頂きたいと思います。

制度の内容や要件等詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。

贈与税の納税猶予制度

この制度は、生前に後継者に農地を一括贈与するもので、発生する贈与税の納税を猶予される制度です。

猶予された贈与税は、贈与者又は受贈者が亡くなったときに免除されるものです。

しかし、納税猶予制度には、猶予の要件があり、離農や農地の売買、住宅や農業用施設への転用を行うと利子税とともに猶予された贈与税を納付しなければなりません。このことから、この制度を利用しないで、使用貸借を結んでいる方が多いようです。

相続でもめても困るので、親としては、健全な内に農地の名義を譲りたいという相談がございます。

相続時精算課税制度

この制度は、生前に後継者に農地を贈与した時に、発生する贈与税について、税の申告時に「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出いたします。その後贈与した人が亡くなった時に、すべての贈与財産の価額を相続財産の課税価格に加算して計算した相続額が2,500万円を超えた分に一律20%の贈与税が課税されます。

この制度を受けるには、親子である事や年齢等の要件があります。

活動日記

【8月】

- 11日 令和3年度市町村農業委員会事務局長研修会(欠席)
- 12日 第2回農業委員会だより編集委員会
- 26日 農地委員会(現地調査)
- 26日 第5回農業委員会総会

【9月】

- 3日 「北海道十勝農業青年との交流会」打合せ会議
- 7日 令和3年度ブロック別農業委員会職員研修会
- 15日 農地委員会(農地の配分決定)
- 24日 第6回農業委員会総会

【10月】

- 12日 令和3年度地区別交換分合実務講習会
- 15日 農地委員会(農地現地調査)・売買契約
- 20日 令和3年度農業者年金記録管理システム研修会

- 22日 農地パトロール
- 22日 第7回農業委員会総会

【11月】

- 3日 開町90周年上土幌町功労者表彰式(前早坂晴雄会長 産業功労者表彰)
- 12日 令和3年度のうねんセミナー
- 15日 農地委員会(農地の配分決定)・売買契約
- 25日 第8回農業委員会総会

【12月】

- 5-18日 北海道十勝農業青年との交流会(4町~音更町・土幌町・鹿追町・上土幌町)
- 9日 農地委員会(農地配分決定)
- 20日 農地の売買契約
- 22日 第9回農業委員会総会
- 22日 第3回農業委員会だより編集委員会

編集後記

日頃より農業委員会の活動に対するご理解とご協力に感謝いたします。

昨年は、開町90周年という筋目の年でしたが、これからも、先代から受け継いだ農地を守り次世代に継承していけるよう、農業委員としての務めを遂行していく所存です。

皆様にとって新しい年が実り多き年となりますようご祈念申し上げます。

公開情報

上土幌町HP (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内
[組織/農業委員会]よりご覧いただけます。

農業委員会だより編集委員会

編集委員長: 草野 秀剛
編集委員: 須田 芳美 / 嶋木 幸男